

ID: 3085

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	計画の変更の命令(択伐及び間伐に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	森林法 第34条の2第2項(第34条の3第2項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第34条の2第2項の規定による。 (保安林における択伐の届出等) 第34条の2 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採(人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第3項において同じ。)をしようとする者は、前条第1項第1号、第4号から第7号まで及び第9号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採立木材積又は伐採方法に関する計画が当該保安林に係る指定施業要件に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その択伐の計画を変更すべき旨を命じなければならない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日